

◆ 第2号議案

事業計画

令和7年4月1日～令和8年3月31日

基本方針

当協会は、各種公共事業における登記手続きの円滑な推進を全面的に補助する公共嘱託登記を受託できる唯一無二の公益社団法人です。

公益目的事業の主な業務として、法務局発注の法第14条地図作成作業業務に長年携わってきており、境界の確定に伴って土地の権利の明確化に寄与しています。

地図作成作業の問題点や反省点を踏まえて、他協会と連携しながら改善策を検討します。

官公署職員や社員を対象とした業務研修会を実施することができ、最近の法令や制度に対して一定の理解があったものと思われます。引き続き、官公署職員や社員のスキルアップに繋がるような研修会の開催に向けて計画します。

市町村が実施する公共用地測量の嘱託登記に関する業務の普及啓発活動を行い、当協会の役割を周知して業務の拡大に努めます。

DX（デジタルトランスフォーメーション）化は、事務の効率化に取り組みました。さらに地図作成業務や受託業務の管理に関するデジタル技術を研究します。

令和7年4月から公益法人制度が改正されました。概要は、公益社団法人として認められるための基準を見直し、経営の自由度を高めつつ、自律的なガバナンスを充実する内容です。

収支相償原則・会計基準の見直しと公益充実資金の創設や法人運営に際して外部理事・監事を登用して理事会運営の活性化・透明性を図ることとしています。

公益法人制度改正の趣旨に鑑み、社員間の情報共有を図りながら官公署の信頼に応えるよう当協会の更なる地位向上に努めます。

1. 事業関係

(1) 受託事件関係

- ア 業務の適正かつ迅速な処理
- イ 業務処理に対する社員の選定に関する対応

(2) 業務の啓発活動

- ア 発注官公署に対する広報活動と対応
- イ 受注拡大に向けて新規業務の研究、啓発
- ウ 旭川土地家屋調査士会と連携し、受注拡大に向けた啓発活動

(3) 業務に関する研究及び研修会の開催

- ア 社会貢献事業（自主事業）の実施
- イ 業務に関する研修会の検討、実施
- ウ DX化に向けた研究、検討

2. 会 議 関 係

協会業務の執行を円滑適正に遂行するため、次の各種会議に参画する。

- ア 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
- イ 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
- ウ その他、協会運営に必要な会議

3. 資金調達及び設備投資の見込みについて

令和7年度は、該当なし。